

3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

1 人権教育の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) 人権教育の考え方

東京都は、平成12年11月に「人間の存在や尊厳が脅かされることなく、自ら律する自立した個人が、権利行使に伴う責任を自覚し、共存と共感で相互に支え合い、都民が世界に誇れる東京をつくること」を基本理念とする「東京都人権施策推進指針」を策定し、21世紀を展望して総合的に人権施策を推進していくための道すじを明らかにした。

「東京都人権施策推進指針」では、東京における人権問題として『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画を踏まえて、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題を挙げている。また、課題が複雑に絡み合い、これまでの施策と手法では対応できない新しい課題については、救済・保護、啓発・教育、支援・助成の三つの観点から人権施策を推進するとし、教育においては、人権尊重の理念を社会に定着させ、人権の意義が広く社会に浸透するよう、学校教育や社会教育等を通じて人権教育を効果的に進めるとしている。

また、同年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行され、人権教育及び人権啓発の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置が定められた。この法律により、国や地方公共団体は、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるように多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨とし、人権教育及び人権啓発を行わなければならないとの基本理念が示された。また、同法第7条により国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年3月「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。

都教育委員会は、人権問題の解決に当たり、教育の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、日本国憲法、教育基本法に基づき、教育目標を達成するための基本方針1で、『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成を掲げ、人権教育の推進を施策に位置付けている。

東京都人権施策推進指針に示された各課題に学校教育や社会教育等を通じて取り組み、相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たし、人への思いやりが実際の行動につながるよう、人権教育を効果的に進めるとともに、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進していく。

(2) 平成 25 年度の事業概要

ア 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、資料提供、研修等の事業を推進する。

(ア) 指導資料・啓発資料の作成

- ・人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の教職員等に配布する。
- ・啓発資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、教材ビデオの制作を行う。

(イ) 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下に、教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対する研修を実施する。

(ウ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置の人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集・整備し、閲覧・貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

イ 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実するため、人権尊重教育推進校を設置する。

ウ 研究活動の推進

人権教育の推進のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

(ア) 調査研究事業

(イ) 教職員の研究活動に対する奨励事業

(ウ) 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

2 道徳教育の推進（指導部）

(1) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の推進

東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、東京都が独自に作成した教材を都内公立小・中学校等の児童・生徒に配布し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。

(2) 道徳授業地区公開講座の推進

都内公立小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校における道徳の授業を保護者、地域住民及び都民に公開するとともに、「心の教育」の在り方について、学校、家庭、地域社会が意見交換をし、連携・協力して道徳教育を推進する。ねらいは、次のとおりである。

ア 意見交換等を行い、子供の豊かな心を育てるため、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。

イ 道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図る。

ウ 道徳の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進する。

(3) 学校における動物愛護等の普及・啓発活動の促進

動物愛護等に関する普及・啓発資料等を区市町村教育委員会等へ提供するほか、「小学校における動物ふれあい教室」を、小学校 20 校を対象に実施するとともに、東京都獣医師会との連携による教職員等を対象とした研修会等を開催し、学校における動物愛護等に関する普及・啓発活動を促進する。

(4) 先行実施校による「道徳・奉仕（仮称）」の実施【新規】

これまで、都立高校の教科「奉仕」で実践してきた、体験的活動を通して社会貢献の資質を育てる指導の成果を継承しつつ、生徒の道徳的実践力を高める道徳教育の内容を充実させた「道徳・奉仕（仮称）」を先行実施校で実践する。

先行実施校は、都独自の教材を使った効果的な指導方法などの研究や実践を行う。先行実施校の成果を他の都立高校へ普及させることで、都立高校全体の道徳教育の充実を図る。

(5) 「道徳・奉仕（仮称）」指導資料集の作成【新規】

平成 26 年度の全校実施に向けて、先行実施校による「道徳・奉仕（仮称）」の実践研究を踏まえ、指導資料集を作成する。